

## 食品安全委員会発足に伴う登録保留基準の運用変更について

1. 「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和 46 年 3 月 2 日 農林省告示第 346 号）」（「参考」参照）第 1 号イにおいて、作物残留に係る登録保留基準については、食品衛生法第 7 条第 1 項の規定に基づく規格（以下、残留農薬基準という。）が設定されている場合はこれを用い、当該基準が設定されていない場合には環境大臣が基準を定めることとしている。
2. 平成 15 年 7 月 1 日に施行された食品安全基本法に基づき、食品の安全に関するリスク評価（ADI の設定）を行う食品安全委員会が内閣府に設置された。併せて、農薬の登録（適用拡大を含む）と同時に残留農薬基準が設定されるよう、制度運用を変更した（別紙）。
3. このため、環境大臣が農薬毎に作物残留に係る個別の基準値を設定する必要が生じなくなった。一方、水質汚濁に係る登録保留基準は、引き続き環境大臣が基準値を設定していくことになるが、その際には、食品安全委員会で設定された ADI を活用していくこととする。
4. なお、平成 17 年 4 月からは、水産動植物の被害防止に係る個別の基準値の設定を開始する予定。

## 参考

### 農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件 [昭和四十六年三月二日 農林省告示第三百四十六号]

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第一項第四号から第七号まで（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の各号の一に掲げる場合に該当するかどうかの基準を次のように定め、昭和三十八年五月一日農林省告示第五百五十三号（農薬取締法第三条第一項第四号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）は、廃止する。

一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第三条第一項第四号（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ 法第二条第二項第三号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食用品が**食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七条第一項の規定に基づく規格**（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。次号口において同じ。）に適合しないものとなること。

ロ 略

二～三 略

四 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い水田において当該種類の農薬を使用した場合に、その使用に係る水田の水中における当該種類の農薬の成分の百五十日間における平均濃度が環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づく水質汚濁に係る基準（人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として定められたものに限る。以下この号において同じ。）において定められた当該成分の基準値の十倍を超えることとなる場合（当該成分に係る同条の規定に基づく水質汚濁に係る基準が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績、使用方法等に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合）は、法第三条第一項第七号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

# 農薬の登録(新規及び登録拡大)と残留農薬基準設定の流れ

